

自然と生命

『管子』における法思想の特色について

久富木 成 大

はじめに

一、天——神——引

二、聖人

三、卜筮の否定と養生

四、法——自然——祭

注
おわりに

はじめに

『管子』は、西暦紀元一世紀、後漢時代に編纂された『漢書』芸文志では道家に分類されている。ところがほぼ六百年ののち、西暦紀元七世紀、唐の時代につくられた『隋書』経籍志では法家とされ、それ以来、『管子』は目録学上は法家の書とみなされてきている。

目録学における位置づけが、このようにゆれ動いてきたことを反映しているかのごとくに、『管子』の書においてのべられている、法

についての見解は、多方面にわたっている。そうして、それらの法思想の基盤をなしている諸々の思想の構造も複雑である。小稿においては、『管子』でのべられている法思想の根源にあるものの、一つのすがたを示してみたい。もとよりそこにはそれと異なる多くの相もあるのであるが、それらのなかでより根源的なものをさぐってみたいと思う。それによって、『管子』の書の目録学上の位置づけのゆれの生じてくる原因、あるいは本質というようなものにふれてみたい。

一、天——神——引

中国古典においては神という文字には、どのような意味がになわされているのであろうか。古代中国における訓詁の学の一つの決算をなし、同時にそれ以後の出発点となったとされる、後漢の許慎によって著わされた『説文解字』では、神という文字をつぎのように解している。

○禰、天神の萬物を引出する者なり。示に従ふ。申の聲。(禰、天神引出萬物者也、从示、申聲。『說文解字』第一篇上)

許慎の解釈の文章には、テキスト間において異同があることなど、いくつかの問題がある。しかし、ここでは当面の我々の関心となることのみ問題をしばらくしたい。それは、許慎のこの解釈における出だしの天・神・引という三つの文字に対してであり、それらがどのような必然性において用いられているのであろうかということについてである。こうしたことについて清の段玉裁は、その著『說文解字注』のなかで以下のようにいう。

○天・神・引の三字は同(とも)に古音第十二部にあり。(天神引三字、同在古音第十二部)

つまり、天・神・引の三字は周秦漢の上古音では韻が同じであるというのである。したがって、当然のことながら、段玉裁の古音研究の著作である『六書音韻表』においては、全十七部の分類のうち、第十二部にこれら三字はおさめられている。この韻を同じくするということによって、中国古来の感覚では、天・神・引の三字は音が近似しているとされている。そのためこれら三字は、同じ意味を荷うるのであるとされた。いわゆる、疊韻による通訓関係にあるということであり、ここで段玉裁もその立場にたっている。では彼はこれら三文字には、いかなる共通の意味が荷わされていると見ていたのであろうか。彼自身はそのことについては述べていない。ここでは段玉裁とはほぼ同じ意図でここを解しているとみられる。清の桂馥の説によってこのことをうかがってみたい。

○天神、萬物を引出する者なり、とは、神・引、聲あい近きなり。

鄭注禮運に、神なるものは物を引きて出だすとは、祖廟山川五祀の屬を謂ふ、と。孔疏に、祖廟よく仁義を引出し、山川よく引出興作し、五祀よく制度を引出し、又、ともによく福慶を引出す。これを神といふ、と。易通卦驗に、冬至の日、八神を置き、八尺の表を樹(た)て、日中にその景(かげ)を視る、と。馥案ずるに、神は引なり。繩を引きて以て表を正す。故にこれを八引といふ。神・引義通ず。(天神引出萬物者也者、神引聲相近、鄭注禮運、神者引物而出、謂祖廟山川五祀之屬、孔疏、祖廟能引出仁義、山川能引出興作、五祀能引出制度、又俱能引出福慶、謂之神、易通卦驗、冬至日置八神、樹八尺之表、日中視其景、馥案、神引也、謂引繩以正表、故謂之八引、神引義通。『說文義證』)

桂馥は鄭玄の注釈する『礼記』礼運篇、その孔穎達による疏、さいごに緯書に属する『易通卦驗』の述べるところを援用しながら、彼の結論を導き出している。その要点は以下のごとくである。神と引とは「声」が近い。その結果、八神を八引ということがあるように、神と引とは同じ意味の文字として使用されるのである。もともと、さいごの結論の部分についてはつぎにあげる『周礼』卷二十六、憑相氏の項における唐の賈公彦の疏、またはこれにもとづいたと思われる『古微書』所収の『易通卦驗』の注を、桂馥はふまえているのである。

○神、讀みて引の如し。八引と言ふは、杙(くい)を地に樹て、四維四中し、繩を引きて以て之を正す。故に因りて之を名づけ引といふ。(神讀如引、言八引者、樹杙於地、四維四中、引繩

以正之、故因名之曰引』『周禮注疏』卷第二十六)

八尺の長さの表を八神ともいい、八引ともいうのは、引の字に「正」という意味があるからである。ではなぜ引に「正」という意味があるのか。それはここにいうように、柱を地に正しく立てるために、繩でこの柱を引くからである。引くことによつて正されるのであり、そこから「引」という文字に、「正」といういみが出てくるのである。桂馥が「神・引義通ず」といつているのは、神という文字にもやはりまたこの引という文字と同じく、「正」という意味があるのだということである。

神という文字に、「正」という意味が、引という文字とともに荷わされているということは以上の考察によつて明らかとなった。我々は、ここで最初にたちかえつて、段玉裁が天・神・引が古音では同韻であるといつていたことを想起しなければならない。神・引がともに荷つていた「正」という意味は、等しくまた、天の字にも荷わせられていたと考えるべきであろう。ところで、これまでは『説文解字』にもとづいて、後漢の時代のこととしてみてきたのであるが、これはそれから溯つて、周代においても、ほぼ事情を同じくするであろうと思われる。

天・神・引という文字の持つ、「正」という意味について、とりあえずこれらのなかでも天と神という文字の場合を、『管子』の書の使用例についてたしかめてみたい。

○天は正を主とし、地は平を主とし、人は安靜を主とす。春秋冬夏は天の時なり。山陵川谷は地の枝なり。喜怒取予は人の謀なり。是の故に聖人は時と變じて化せず、物に従つて移らず、能

自然と生命 (久富木成大)

く正しく能く靜にして、然る後に能く定まる。定心うちに在れば、耳目聰明、四枝堅固、以て精舎となるべし。精なる者は、

氣、道あれば乃ち生ず、生ずれば乃ち思ふ。思へば乃ち知り、知れば乃ち止(とどま)る。凡そ心の形は、過知なれば生を失ふ。物に一となりて能く化する、之を神と謂ふ。事に一となりて能く變ずる、之を智と謂ふ。化して氣を易へず、變じて智を易へざるは、惟だ一を執るの君子、能く此を爲さんか。一を執りて失はざれば、能く萬物に君たり。君子は物を使へども、物使と爲らずして、一の理をうる。(天主正、地主平、人主安靜、

春秋冬夏、天之時也、山陵川谷、地之枝也、喜怒取予、人之謀也、是故聖人、與時變、而不化、從物而不移、能正能靜、然後能定、定心在中、耳目聰明、四枝堅固、可以爲精舎、精也者、

氣、道乃生、生乃思、思乃知、知乃止、凡心之形、過知失生、一物能化、謂之神、一事能變、謂之智、化不易氣、變不易智、惟執一之君子、能爲此乎、執一不失、能君萬物、君子使物、不爲物使、得一之理』『管子』卷十六 内業第四十九)

冒頭、「天は正を主とす」という。この正ということの実例として、そのあとに「春秋冬夏は天下の時なり」という。これによつて、一年という時間の経過のなかで、天が公正に誤まりなく、季節の推移を定めていることが、さきにいった天の「正」の主たる内容であるということがわかる。四季の移りかわりの規則正しさを、こうして

天の公正さに由来させているのである。

天の公正さを、十分に身に体得している人物が、右に引いた文章によると、聖人と称される人間のことである。そのことをここでは

「聖人は時と変じて化せず、物に従って移らず」と表現している。これは、天に従いながらも、その心のうちに「化せず、移らず」というような精神の堅固さを確立し、物欲に支配されない、聖人の心の高さをいう表現でもある。そうして右の文章では、聖人のこのよきな心のあり方を、「之を神と謂う」とのべている。つまり、聖人の心は「正」であるという。天とともに、聖人も「正」であるということになる。

天と神の「正」ということについて、さらに見ていきたい。

○治心、中にあり、治言、口より出で、治事、人に加わる。然らば則ち天下治らん。一言得て天下服し、一言定りて天下聴くは、公の謂なり。形正しからざれば徳來らず、中(うち)静ならざれば心治らず。形を正し徳を攝(をさ)め、天仁地義なれば、則ち淫然として自ら至る。神明の極、照乎として知る。萬物義にあたり、守りて忒(たが)はず、物を以て官を亂さず、官を以て心を亂さず、是を中得と謂ふ。神あり、自ら身にあり、一往一來、之を能く思ふものなし。之を失へば必ず亂れ、之を得れば必ず治る。敬して其舎を除(はら)はば、精將に自ら來らんとす。精しく之を想思し、念を寧んじて之を治め、嚴容畏敬なれば、精將に至り定らんとす。之を得て捨つる勿く、耳目淫せざれば、心に他圖なし。正心中に在りて、萬物度をう。(治心在於中、治言出於口、治事加於人、然則天下治矣、一言得、而天下服、一言定、而天下聽、公之謂也、形不正、徳不來、中不靜、心不治、正形攝徳、天仁地義、則淫然而自至、神明之極、照乎知、萬物中義、守不忒、不以物亂官、不以官亂心、是謂中

得、有神、自在身、一往一來、莫之能思、失之必亂、得之必治、敬除其舎、精將自來、精想思之、寧念治之、嚴容畏敬、精將至定、得之而勿捨、耳目不淫、心無他圖、正心中、萬物得度」
『管子』卷十六 内業第四十九

形、つまり外にあらわれる言語や動作が正しく、天の仁、すなわち天の正しさに合致するとき、人は神の正しさを十分に發揮することのできるころの、聖人になることができると、ここにはいう。こうした状態は、結局のところ、「正心うち在り」ということによつて実現するものである。したがって、「正」、つまり神が心のなかにあるのだということになる。天の正、神の正ということは、『管子』のこのような文章によつて十分にうかがうことができるであらう。こうした「正」を体得している聖人について、以下に章を改めてみていきたい。

二、聖人

前章において、天・神の「正」ということと聖人とのかわりについて、少しばかりふれておいた。ここではその聖人の心のありかたについて考察をふかめてみたい。すでにみてきたごとく、聖人の心の中には神があるといわれている。そのことは具体的にはどういうことであらうか。

○道天下に滿ち、普く民の所に在れども、民知る能はざるなり。一言の解、上は天に察(あきら)かに、下は地に極り、九州に蟠滿す。何をか之を解くと謂ふ。心の安に在り。我心治まれば

官乃ち治る。我心安ければ、官乃ち安し。之を治むる者は心なり。之を安んずる者は心なり。心以て心を藏す。心の中に又心あり。彼の心の心は意^⑤以て言に先んず。意ありて然る後に形あり、形ありて然る後に言ひ、言ひて後に使ひ、使ひて然る後に治まる。治らざれば必ず亂れ、亂るれば乃ち死す。精存すれば自ら生じ、其外安榮なり。内藏以て泉原と爲し、浩然和平以て氣淵と爲す。淵の涸れずんば四體乃ち固く、泉の竭きざれば九竅遂に通ず。乃ち能く天地を窮め四海に被る。中惑意なく、外邪蕃なく、心中に全く、形外に全し。天蕃に逢はず、人害に遇はざる、之を聖人と謂ふ。人能く正靜にして、皮膚裕寛、耳目聰明、筋のびて骨強ければ、乃ち能く大圓を戴きて大方を履み、大清に鑑みて大明を視る。敬慎忒^⑥ふなく、日にその徳を新たにし、徧く天下を知り、四極を窮め、敬んでその充を發する、是を内得と謂ふ。然り而して反らざるは、此れ生の忒^⑥へるなり。

(道滿天下、普在民所、民不能知也、一言之解、上察於天、下極於地、蟠滿九州、何謂解之、在於心安、我心治、官乃治、我心安、官乃安、治之者心也、安之者心也、心以藏心、心之中又有心焉、彼心之心、意以先言、意然後形、形然後言、言而後使、使然後治、不治必亂、亂乃死、精存自生、其外安榮、内藏以爲泉原、浩然和平、以爲氣淵、淵之不涸、四體乃固、泉之不竭、九竅遂通、乃能窮天地、被四海、中無惑意、外無邪蕃、心全於中、形全於外、不逢天蕃、不遇人害、謂之聖人、人能正靜、皮膚裕寛、耳目聰明、筋信而骨強、乃能戴大圓、而履大方、鑑於大清、視於大明、敬慎無忒、日新其德、徧知天下、窮於四極、

自然と生命 (久富木成大)

敬發其充、是謂内得、然而不反、此生之忒^⑥。『管子』卷十六 内業第四十九)

行動の乱れることのない状態は、ことばをかえれば行動が正しいことに外ならない。こうした行動の正しさはどのようにして実現するのであろうか。このことをここに引いた文章では、その人物の心のあり方によるものとしてのべている。そうした働きを生ずるような心の構造を「心の中(うち)に又、心あり」と、右の文章ではいう。またその直前では、そうした心の働きのさまを「之を治むる者は心なり。之を安んずる者は心なり。心以て心を藏す」と表現している。ここで「之(これ)」といているのは、その人物の固有の心である。このように、心の構造と働きとをのべた前後二つの文章のなかで、それぞれの句の、心という文字の意味は、とらえられるべきであらう。それは以下のような注釈によってもわかる。

○前の心は心を指し、後の心は精あるいは神を指す。上文に定心^⑥うち在れば、以て精舎と爲るべしといひ、心術上に、其の欲を虚しくし、神、その欲を虚しくすれば、神まきに入りて舎らんとす、といふ。皆、心を指して精・神の舎となし、精あるいは神、心中にやどるとは、即ち下文にいはゆる、心の中にまた心あり、の意なり。(前心、指心、后心、指精或神、上文謂定心中、可以爲精舎、心術上謂虚其欲、神虚其欲、神將入舎、皆指心爲精神之舎、精或神寓于心中、即下文所謂心之中又有心意^⑥。『管子通解』下)

こうした解釈をとり入れることによって、神が人間の心にとどり、その神が人間の心を支配して、その人間の言動を正しくしているの

であるということが出来る。そうした行為は、では、どうして生じ、何ゆえに正しいのであろうか。このことについては、この章に引いた『管子』の本文では、つぎのようにいう。「彼の心は、意以て言に先んず。意ありて然る後に形あり。形ありて然る後に言ひ、言ひて然る後に使ひ、使ひて然る後に治まる」と。この「彼の心」というのは、彼、つまり人間の心に神が宿ることをいう。そうして、神の正しさが、人の心のゆがみを正し、ここに正しい意識が生ずる。ついでそれが言葉となり、外界、つまり社会に影響を持つことになる。こうして、これらの言葉の根元に神の正しさが、核としてこもっていることとなる。それらの言語群が、正言として正しい作用を社会にもたらす。当然のこととして、その社会はよく治まることが多い。この章の引用文の冒頭にいうところの、「一言の解、上は天に察(あきら)かに、下は地に極り、九州に蟠満す。何をかこれを解くと謂ふ。心の安にあり。わがころ治まれば官乃ち治まる」というところにも、このことはそのままではまるのである。こうした心、つまり心の中に神を宿しているというような人物には、どのような特色がそなわっているであろうか。冒頭に引いた『管子』からの引用文の中ほどにおいて、ある人物の身体の全身状況を以下のように述べているところに注目したい。そこではまず「精、存する」と説きはじめられている。実はこの「精」ということについて、のべることから『管子』内業篇は始められているのである。以下のごとくである。

○凡そ物の精、此れ則ち生を爲す。下は五穀を生じ、上は列星と爲る。天地の間に流(し)く、之を鬼神と謂ふ。胸中に藏す、

之を聖人と謂ふ。(凡物之精、此則爲生、下生五穀、上爲列星、流於天地之間、謂之鬼神、藏於胸中、謂之聖人)『管子』卷十六 内業第四十九)

六 内業第四十九)

五穀は地上のものを代表して示し、五星は天上にあるすべてのものから選んであらわし、両者を合わせて天地の間における存在そのものをいっているのである。いわば万物がこの「精」によって生じていると云ってよい。そうしてこの「精」が、天地の間に流れるようにして存在している。こうした存在をまた、ここにいうように鬼神ともいう。この鬼神については、つぎのような解がある。

○陽を神と曰ひ、陰を鬼と曰ふ。(陽曰神、陰曰鬼)『管子纂詁』したがって精というのは陰陽の気のことであるが、ここでは前章で『管子』から引いたはじめの部分に、以下のような記述のあったことをも合わせて考えてみなければならぬ。

○精なる者は、氣の精なる者なり。(精也者、氣之精者也)『管子』卷十六 内業第四十九)

陰陽の気のうちでも、その天地の間を流動しているその動き方、あるいは働きが、他にくらべて精妙であるものがあるのである。そのような性質の気を、ここでは「胸中に藏」している人間がいるものことである。この精妙の気が、では心の中にどのようなあり方をしているであろうか。前引の文では、それについて「内蔵以て泉原となし、浩然和平、以て氣淵となす」と表現している。これは、心の内に藏せられた精妙の気が、泉から水がわくごとく、また、そこから流れ出た水がたまって淵となるごとく、豊かで、尽きること

のないことをいう。精妙の気を、このようなあり方で心のうちに所有している人物を、ここでは聖人という。こうした聖人の精神のなかに、「正静」であると、『管子』のここに引用した文章で表現されているような状態が生ずる。さきに第一章以来みてきたように、神の持つ「正」という意味あるいは働きと、ここにいう、心に「正静」をもたらすという気の精妙な働きとは、したがって、相反するものではないということが、これによってわかるであらう。

聖人には、肉体的にはどのような特色が生ずるとされているのであろうか。「皮膚裕寛、耳目聡明、筋のびて骨強し」と、ここではない。皮膚はつややかでやわらかく、耳や目もよく働き、筋肉はしなやかでよくしまり、骨も固く強いというわけである。

心の中に神と精気とをしっかりと保有しているのが聖人であるということになる。神は心の働きを正義になつたものとし、精気は心その働きの助けつつ、主として肉体の充実をもたらすもののごとくである。このようにして、聖人は心身ともに充実の極みに達した存在となる。では、なぜそのように心身が充実している必要があるのであろうか。冒頭に引いた『管子』の文章ではその理由を、そのように充実してはじめて「大円を戴きて大方をふみ、大清に鑑みて大明を視る」ということができるのであると、のべる。なお、ここで言及する大円・大方・大清については、以下のような解がある。

○尹知章云ふ。大圓は天なり。大方は地なり。大清は道なり。大明は日月なり。(尹知章云、大圓、天也、大方、地也、大清、道也、大明、日月也)『管子纂註』

自然と生命 (久富木成大)

したがって、「大円を戴きて大方をふみ、大清に鑑みて大明を視る」とは、天・地・日月・道に則るべきことをいうのである。天・地・日月については、現実の天地の現象として明白であるが、道については、ここではどのようにとらえるべきであらうか。『管子』内業篇の冒頭では、以下のごとくのべられている。

○凡そ道は所なし、善心なれば安愛なり。心静に氣をさまれば、道乃ち止むべし。彼の道は遠からず、民得て以て産す。彼の道は離れず、民因りて以て知る。是の故に、卒乎として、其れ與に索むべきが如く、渺渺乎として其れ窮むるも所なきが如し。彼の道の情は、音と聲とを惡む。心を修め音を静にせば、道乃ち得べし。道なる者は、口の言ふ能はざる所なり。目の視る能はざる所なり。耳の聽く能はざる所なり。心を修めて形を正す所以なり。人の失ひて以て死する所、得て以て生くる所なり。事の失ひて以て敗るる所、得て以て成る所なり。故に凡そ道には、根なく、莖なく、葉なく、榮なし。萬物以て生じ、萬物以て成る、之を命(なづ)けて道と曰ふ。(凡道無所、善心安愛、心静氣理、道乃可止、彼道不遠、民得以産、彼道不離、民因以知、是故、卒乎其如可與索、渺渺乎其如窮無所、彼道之情、惡音與聲、修心静音、道乃可得、道也者、口之所不能言也、目之所不能視也、耳之所不能聽也、所以修心而正形也、人之所失以死、所得以生也、事之所失以敗、所得以成也、故凡道、無根無莖、無葉無榮、萬物以生、萬物以成、命之曰道)『管子』卷十六 内業第四十九)

道とは、ここにも「心静かに氣理(をさ)まれば、道すなわち止

(とど)むべし」というように、心が安静でそこに神が宿り、しかも精妙で乱れることのない気があるとき、道がそこにあるとされる。道はこのことからわかるように、人の心とともにあるのである。その道というものは目にも見えず、音も無い。しかし、「心を修めて形を正す所以なり」といつているように、人間の心を正しく修めさせ、形、つまり外にあらわれた行動を正しくする働きを持つとされている。したがって、人間を人間として正しくあらせるものが、道というものであるということもできる。このことを一般化していえば、道とは、物を物として正しくあらせるものということができよう。だからこそ、この文章は「万物以て生じ、万物以て成る」としめくられていたのである。天・地・日月を十分にふまえることができ、道をしっかりと受け入れることのできる器、それが人間についていえば、肉体に外ならない。さきにのべた、聖人のものとして列挙されていた肉体の諸条件のきびしさも、当然のことであつたのである。

三、卜筮の否定と養生

ふくよかで筋骨もたくましく、健全な心を持った人物、つまり肉体も精神も健康で充実しきつているのが聖人の一つのあり方である。そうした聖人の心には、神と精妙な気が宿り、その心の働きは道に則つておこなわれるのである。聖人の心の働きが具体的な行為として外にあらわれるのであるが、聖人の行為のなかでは、民に道のあり方を教示するということが大切なこととして注目されるの

である。すでにこのことは見てきたのであるが、例えば以下にいうごとくである。「道天下に滿ち、普く民の所に在れども、民知る能はざるなり。一言の解、上は天に察(あき)らかに、下は地に極り、九州に蟠滿す。何をか之を解くと謂ふ。心の安に在り。我心治まれば官乃ち治まる。」(『管子』卷十六 内業第四十九)と。ここで「解く」といつているのであるが、それがそのことにあたる。その方法を『管子』では具体的に以下のようにいう。

○能く止(や)まんか、能く已まんか、能く諸を人に求むる勿くして之を己れに得んか。之を思ひ之を思ひ又重ねて之を思ふ。

之を思ひて通ぜざれば、鬼神將に之を通せんとす。鬼神の力にあらざるなり、精氣の極なり。(能止乎、能已乎、能勿求諸人、而得之已乎、思之思之、又重思之、思之而不通、鬼神將通之、非鬼神之力也、精氣之極也)『管子』卷十六 内業第四十九

自らの心にはかること、心のなかにたずねることが、道の「解」のために第一になされなければならないことであると、ここでいう。しかし、それでも解が得られないときにはどうなるか。ぎりぎりまで自らの心を問いきわめても展望が開かれないうちに限り、外から鬼神が訪れる。そうして道のある方向へみちびき、その結果、解が得られることになるという。だが、これはここにもいふように、あくまで心の中にある精妙の気を極限にまでつきつめて働かせるということが必須の条件であり、このことを欠けば外部からの鬼神の助けはありえないのである。では、そうして自らの心にたずねて得られたところの解は、どのような効力を持つとされているのであろうか。

○賞は以て善を勸（はげま）すに足らず、刑は以て過ちを懲らすに足らず。氣意えて天下服し、心意定りて天下聽く。氣を搏（もつ）ばら）にすること神の如く、萬物つぶさに存す。能く搏らならんか。能く一あらんか。能く卜筮なくして吉凶を知らんか。（賞不足以勸善、刑不足以懲過、氣意得、而天下服、心意定、而天下聽、搏氣如神、萬物備存、能搏乎、能一乎、能無卜筮、而知吉凶乎。『管子』卷十六 内業第四十九）

恩賞や賞罰によって民衆を治める効果は、それほど大きくは無いところにはいう。なぜなら、それらは小手先だけのもので、本格的なものではないからである。根本的なものはここにいうとおり、君主の意氣が確立され、確固たるものになることである。そこから出される命令には、天下の人民が心から従うと、ここではない。それは、君主が心に宿る精妙な氣を集注させ、萬物を通じている道のありどころをさぐり得たからにはかならない。少くともその可能性がつよい。もしそうであれば、その行為は、心に宿るとされる神の正義にかなうことになるのであろう。そのことはここに引いた文章では、「氣を搏らにすること神の如く、萬物つぶさに存す」という表現が、この間の事情をよく物語ってくれているのである。

古来、大事を決定するには卜筮が用いられた。神の意志を卜筮によつてさぐつたのである。ところがここではこの卜筮の必要性を否定しているのである。君主が自らの心を極限にまでつきつめて、そこから得た万物につらなるところの理が、未来の吉凶をも知る手だてとなるからである。『管子』の書では、卜筮の存在、あるいは効果を否定することはここにとどまらない。随所にその意見は見るこ

ができる。例えば以下のごとくである。

○道は一人之用ひ、餘り有るを聞かず。天下之行へば、足らざるを聞かず。此を道と謂ふ。小（すくな）く取れば小く福を得、大に取れば大いに福を得。盡く之を行ひて天下服す。殊に取ることに無ければ、則ち民反し、其の身は賊に免れん。……日ならず、月ならずして事以て従ふ。トせず、筮せず、而して謹みて吉凶を知る。（道者一人用之、不聞有餘、天下行之、不聞不足、此謂道矣、小取焉則小得福、大取焉則大得福、盡行之而天下服、殊無取焉則民反、其身不免於賊、……不日不月、而事以從、不卜不筮而謹知吉凶。『管子』卷十三 白心第三十八）

ここでも、道を利用するのに、その利用の仕方の大小、つまりこれまでのごとくばでいえば、「解」の深淺により、天下の治乱が左右され、そのことはまた君主自身の幸不幸に直接に影響があるという。しかも、やはり「解」をうる、すなわち道のありようを知るのに卜筮によらないのであるという。

○上龜筮を好み、好んで巫醫を用ふれば、則ち鬼神しばしば崇る。（上恃龜筮、好用巫醫、則鬼神數崇。『管子』卷一 權修第三）
ただ単に卜筮を不要のものとして無視し、退けるだけでなく、積極的にその害毒までも『管子』のなかでは説いている。卜筮にかわる吉凶の判断の方法あるいは其準として、自らの心に問い、そこからくみとつた道のおしえにしたがうことにより、心に宿る神の正義にかなおうとすることを、『管子』の書では説いている。このことによつて、すくなくとも心にはかるやり方が、物事を決める方法の主流となつているのだということがわかるであろう。

道についての「解」を得るのは、右に引いた文章からするといかにも難しいことのようにあるが、実際にはどうなのであろうか。『管子』には、そのことについてつぎのような一面のあることを指摘する。

○凡そ道は、必ず周に必ず密に、必ず寛に必ず舒に、必ず堅に必ず固に、善を守りて舍つる勿く、淫を逐ひ薄を澤つ。既に其極を知りて道徳に反る。正心中に在りて、蔽匿すべからず、形容に和し膚色に見(あらは)る。善氣の人を迎ふること弟兄より親しく、悪氣の人を迎ふること、戎兵より害あり。不言の聲は雷鼓より疾く、心氣の形は、日月より明かに、父母より察(あきら)かなり。(凡道、必周必密、必寛必舒、必堅必固、守善勿舍、逐淫澤薄、既知其極、反於道徳、正心中、不可蔽匿、和於形容、見於膚色、善氣迎人、親於弟兄、惡氣迎人、害於戎兵、不言之聲、疾於雷鼓、心氣之形、明於日月、察於父母)『管子』
卷十六 内業第四十九)

道はここに「必ず周に必ず密に、必ず寛に必ず舒に、必ず堅に必ず固に」というように、基本的に周密、寛舒、堅固なところがあると思われる。周密というのは、どこまでもいきわたっていることであり、寛舒というのはのびやかなところのあることをいい、堅固とは規律正しいところのあることをいうと考えてよいであろう。これらは道の存在のしかた、あるいは形状をいっているのである。そうした道をとらえるべき人間の側の心がまえのほうはどうあるべきだといふのであろうか。ここでは、まず我が心を反省することから説く。そうして心の中の善と悪とをきびしく弁別するようにいう。その上

で善を守り、悪を払いのけよという。こうしたことをする過程において、善と悪とのへだたりを知り、そのことによつて右の文章でいうところの「正心、中にあり」ということが実現することになる。心の中に、「正」というものが形成されるのであるが、これこそ道に通ずるものである。心がこのような状態になったことは、例えばそれが君主であれば、臣下や人民に明白に伝わるものであり、それは太陽や月が天空から地上の万物を照らすよりも明白であると、ここにはいう。

道を「解」するには、ここにのべたように善悪を弁別する能力が欠くことのできない、重要な条件である。これは精神面のことであるが、肉体的には、ではどういふことが求められるのであろうか。

○四體既に正しく、血氣既に靜に意を一にし心を搏らにし、耳目淫せざれば、遠しと雖も近きが若し。思索は知を生じ、慢易は憂を生じ、暴傲は怨を生じ、憂鬱は疾を生じ、疾困すれば乃ち死す。之を思ひて捨てずんば、内くるしみ外せまる。蚤(はや)くはかりごとを爲さずんば、生將に舍をゆづらんとす。(四體既正、血氣既靜、一意搏心、耳目不淫、雖遠若近、思索生知、慢易生憂、暴傲生怨、憂鬱生疾、疾困乃死、思之而不捨、内困外薄、不蚤爲圖、生將巽舍)『管子』卷十六 内業第四十九)

「四体すでに正しく」とここにいうように、肉体が正、つまり健康でなければならぬということが、先ずいわれている。そのうえで、耳や目などの視聴覚器官が正常に働くことが要求される。そうして精神の健全さが、それらのうえにたつて發揮され、大切なこととされるのは論をまたない。そうしたことのためには食事について

の心がけも欠くことはできない。

○食は飽くなきに若くはなく、思は致むること勿きに若くは莫し。
節適之れ齊なるときは、彼れ將に自ら至らんとす。(食莫若無飽、
思莫若勿致、節適之齊、彼將自至) 『管子』 卷十六 内業第四
十九)

食事を腹八分にすることは、精神のほどよい使い方とともに忘れてはならないことである。こうして、肉体も精神もバランスがとれておれば、身体のうちに生命力が充実してくる。不健康であれば、生命力が身体を離れ、死をまねいてしまう。

以上のことを総合すると、道の解を得るということは、生命力の充実ということと切りはなして考えることはできない。むしろ、生命力の輝きそのものなかに、道へいたるみちすじが照らし出されるところがあるのであるということもできよう。生命力を輝かせること、つまり養生ということが大きな問題となるのも、この、道の解を得るといふ必要上、それが君主にとって欠くことのできないことであるからである。

養生にはここに引いた文章に明らかになつたように、心と肉体という二つの対象がある。心と肉体とがむしばまれれば、例えば君主であれば、道の解を得ることができず、そのさまが明白に臣下や人民に見すかされ、国と民とを安寧にみちびくことができなくなる。人臣の側でいえば、すぐれた命令にも服することができない。したがって、養生に関してもなんらかの規範が必要となってくる。もしなんらかの規範があるならば、社会の安定のために資するところが大きいであろう。こうした観点から、養生を効果的に行うための規

範として、例えば心にかかわるものに、『管子』では以下のようなことをあげている。

○凡そ人の生は、天その精を出し、地其形を出す。此を合して以て人と爲る。和すれば乃ち生じ、和せざれば生ぜず。和を察するの道は、其精見えず、その徴おほからず。平生胸に擅(ほしまま)に、論治心に在り。此のゆえに長壽なり。忿怒度を失はば乃ち之が圖を爲す。其五欲を節し、其二凶を去り、喜ばず怒らず、平正胸に擅(ほしまま)なり。凡そ人の生は必ず平正を以てす。之を失ふ所以は、必ず喜怒哀憂患を以てす。是の故に怒を止むるは詩に若くはなく、憂を去るは樂に若くは莫く、樂を節するは禮に若くはなく、禮を守るは敬に若くは莫く、敬を守るは靜に若くは莫し。内靜外敬、能くその性に反らば、性將に大に定らんとす。(凡人之生也、天出其精、地出其形、合此以爲人、和乃生、不和不生、察和之道、其精不見、其微不醜、平正擅胸、論治在心、此以長壽、忿怒之失度、乃爲之圖、節其五欲、去其二凶、不喜不怒、平正擅胸、凡人之生也、必以平正、所以失之、必以喜怒哀憂患、是故止怒莫若詩、去憂莫若樂、節樂莫若禮、守禮莫若敬、守敬莫若靜、内靜外敬、能反其性、性將大定) 『管子』 卷十六 内業第四十九)

健全な肉体の一つの徴候として、心の「平正」ということが、ここに引いた文章ではあげられている。しかし、これは慢然としていて生ずるものではない。それを失うものとなるものとしてここに列挙されている喜怒哀憂患と称されるところの、心の大きな動きをおさえ、とり除くことをしなければ、心の平正は害され、失われ、生ず

ることさえ無くなってしまう。そうしたことが起こらないようにするために、ここでは詩歌や音楽や礼の力によって、心のほしいままな動きを節制する必要があるという。心の平正を実現するための規範ともなるものが、これら礼樂のなかにあるのであるという。なおここでいう平正の心ないしはそのものとなるものとして、『管子』の書ではこれをまた靈氣ともいっている。

○凡そ人の生は、必ず其歡を以てす。憂ふれば則ち紀を失ひ、怒れば則ち端を失ふ。憂悲喜怒あれば、道乃ち處なし。愛欲あれば之を靜にし、遇亂あれば之を正す。引く勿く推す勿くんば、福將に自ら歸せんとす。彼の道自ら來らば、藉りて與に謀るべし。靜なれば則ち之を得、躁なれば則ち之を失ふ。靈氣心に在り、一來一逝す。その細内なく、その大外なし。之を失ふゆえんは、躁を以て害を爲せばなり。心能く靜を執らば、道まさに自ら定らんとす。道を得るの人は理丞けて屯泄し、匈中敗なし。欲を節するの道あれば、萬物害せず。(凡人の生也、必以其歡、憂則失紀、怒則失端、憂悲喜怒、道乃無處、愛慾靜之、遇亂正之、勿引勿推、福將自歸、彼道自來、可藉與謀、靜則得之、躁則失之、靈氣在心、一來一逝、其細無内、其大無外、所以失之、以躁爲害、心能執靜、道將自定、得道之人、理丞而屯泄、匈中無敗、節欲之道、萬物不害) 『管子』卷十六 内業第四十九

礼樂が規範となり、それによって心の中に生じてきた平正の心について先にのべたが、ここではそれを靈氣の名で呼んでいる。心の中に憂悲喜怒が無く、欲が節制されておれば、この平正の心、ないしは靈氣が心に宿るようになる。これらは前章においてのべたとこ

ろの、心の中の心、つまり神のことであるとみてよい。心にこうした神を招来し、常住させるために、ともすればゆれ動き、欲望によって過ちを犯ししやすい人間の心に規範を与えるものが必要なことは、論をまたないであろう。その規範が前述のごとく礼樂なのであるが、しかしそれだけでは一般的であり、その性質を十分に明らかにしない。以下に章を改めて、その規範となるものについて、具体的にみていきたい。

四、法——自然——祭り

礼樂により心を規制しなければ、「正心」を盛るに足る器としての肉体を保つことができないのだということ、前章において見てきた。そのことをまた、『管子』の書では以下のようにいっている。

○人の心は悍なり。故に之が法を爲す。法は禮より出で、禮は治より出づ。治禮は道なり。萬物は治禮を待つて後に定まる。(人之心悍、故爲之法、法出于禮、禮出于治、治禮道也、萬物待治禮而後定) 『管子』卷四 樞言第十二

ここでは、荒々しくなりがちな心を治めるために法が必要であるとし、その法は礼、つまり礼樂から出ているという。法と礼とは、本来深い関係にあり、その成立の因果関係も固定していないところがある。『管子』の書でも、そうした事情を反映して、以下のようにもまたいっているのである。

○いはゆる仁義禮樂は、皆、法より出づ。(所謂仁義禮樂者、皆出于法) 『管子』卷十五 任法第四十五

いずれにしても、法と礼とは深いつながりがあるのである。⁹⁾ 法によって政治をおこなうことの大切なことについて、『管子』では、例えば以下のごとくいう。

○聖君は法に任じて智に任ぜず、數に任じて説に任ぜず、公に任じて私に任ぜず、大道に任じて小物に任ぜず。然る後に身佚して天下治まる。失君は則ち然らず。法を捨てて智に任じ、故（こ）とさら）に民事を捨てて譽を好み、數を捨てて説に任ず。故に民實を捨てて言を好み、公を捨てて私を好む。故に民、法を離れて妄行し、大道を捨てて小物に任ず。故に上勞煩し、百姓迷惑して國家治らず。聖君は則ち然らず。道要を守り、佚樂に處り、馳騁戈獵、鐘鼓箏瑟、宮中の樂、禁圍なきなり。思はず慮らず、憂へず圖らず、身體に利に、形軀に便に、壽命を養ひ、垂拱して天下治る。（聖君、任法而不任智、任數而不任説、任公而不任私、任大道、而不任小物、然後身佚而天下治、失君則不然、舍法而任智、故民舍事而好譽、舍數而任説、故民舍實而好言、舍公而好私、故民離法而妄行、舍大道而任小物、故上勞煩、百姓迷惑、而國家不治、聖君則不然、守道要、處佚樂、馳騁戈獵、鐘鼓箏瑟、宮中之樂、無禁圍也、不思不慮、不憂不圖、利身體、便形軀、養壽命、垂拱而天下治』『管子』卷十五 任法第四十五)

ここにいうように、法にしたがって政治を行うことは、結局のところ「身體に利に、形軀に便に、壽命を養う」ということと深くかわつてくるという一面を持っているのである。『管子』ののべる、この法治と養生との関連について、以下に考察をつづけていきたい。

『管子』のなかで言及されている法についての見解につきのようなものがある。

○刑を致せば、其民は心を庸ひて以て蔽（はら）ふ。政を致せば、其民服信して以て聽く。徳を致せば、其民、和平にして以て靜なり。道を致せば、其民は付して争はず。人を罪して名に當るを刑と曰ひ、令を出して時に當るを政と曰ひ、故に當りて改めざるを法と曰ひ、民を愛して私なきを徳と曰ひ、民の聚る所に會するを道と曰ふ。（致刑其民庸心以蔽、致政、其民服信以聽、致徳、其民和平以靜、致道、其民付而不争、罪人當名曰刑、出令當時曰政、當故不改、曰法、愛民無私曰徳、會民所聚曰道』『管子』卷十五 正第四十三)

法の働きは多様である。ここではそれらの面を、「人を罪して名に當るを刑といひ、令を出して時に當るを政といひ、故に當りて改めざるを法といふ」と列挙する。ここでいう「令」は法令のことであり、そうした法令を施行して、それが時宜にかなわなければならぬということ、を、「時に當る」と表現し、強調しているのである。法令のこうした一面について、つぎのような記述がある。

○五刑を制斷し、各々其の名に當れば、罪人怨みず、善人驚かざるを刑と曰ふ。之を正し之を服し、之に勝ち之を飾（ととの）へ、必らず其の令を嚴にして、民これに則るを政と曰ふ。四時の貳（たが）はざるが如く、星辰の變ぜざるが如く、宵の如く晝の如く、陰の如く陽の如く、日月の明の如きを法と曰ふ。（制斷五刑、各當其名、罪人不怨、善人不驚、曰刑、正之服之、勝之飾之、必嚴其令、而民則之、曰政、如四時之不貳、如星辰之

不變、如宵如晝、如陰如陽、如日月之明曰法。『管子』卷十五 正第四十三)

ここでは法による政治を、四時、星辰、昼夜、陰陽日月の運行にたとえている。ここに注を加えて、『管子纂詁』は、「皆一定不變なるをいふ」とする。たしかにこうした一面はあるのであるが、それにとどまらない。もうすこし直截に、法治そのものが、あるいは法そのものが、あるいみでこうした天然自然の現象にたつらなるところがあったのであるということに思いを致さなければならぬ。こうしたことに関連して、まず、法令の基盤について『管子』ではつぎのようにいう。

○管子曰く、令は時あり。時なければ則ち必らず天の來る所以に視順す。五漫漫、六愒愒、孰(たれ)か之を知らんや。唯だ聖人は四時を知る。四時を知らざれば、乃ち國の基を失ふ。五稽の故を知らざれば、國家乃ち路(つか)る。故に天を信明と曰ひ、地を信聖と曰ひ、四時を正と曰ふ。其王信明聖なれば、其臣乃ち正し。何を以てその王の信明信聖を知るか。曰く、愒んで能を使ひて、よく之を聽信すと。能を使ふを之れ明と謂ひ、聽信するを之れ聖と謂ふ。信明聖は皆天賞を受く。不能を使ふを愒と爲す。愒にして忘なる者は、皆天禍を受く。是の故に上成事を見て功を貴べば、則ち民事接し、勞して謀らず。上、功を見て賤しめば、則ち人の下たる者は直、人の上たる者は驕る。是の故に陰陽は天地の大經なり。四時は陰陽の大經なり。刑徳は四時の合なり。刑徳の時に合すれば、則ち福を生じ、詭れば則ち禍を生ず。(管子曰、令有時、無時、則必視順天之所以來、

五漫漫、六愒愒、孰知之哉、唯聖人知四時、不知四時、乃失國之基、不知五稽之故、國家乃路、故天曰信明、地曰信聖、四時曰正、其王信明聖、其臣乃正、何以知其王之信明信聖也、曰愒使能而善聽信之、使能之謂明、聽信之謂聖、信明聖者、皆受天賞、使不能爲愒、愒而忘也者、皆受天禍、是故上見成事、而貴功、則民事接、勞而不謀、上見功而賤、則爲人下者直、爲人上者驕、是故、陰陽者天地之大經也、四時者陰陽之大經也、刑徳者、四時之合也、刑徳合於時、則生福、詭則生禍。『管子』卷十四 四時第四十)

ここにいうところの要点は以下のごとくである。政令は春夏秋冬の季節と、五行および六氣の推移に順応して出されなければならぬ。しかし、それらの推移のさまは画然としておらず、見分けにくい。それを完全に判別しうるのは聖人のみである。天の運行の法則を明といい、地の働きの規則性を聖という。また、四時のうつりかわりの正しいあり方を正という。この明、聖、正こそ、聖人が自然を觀察し、解釈し、そこから得た結論をのべたものに外ならない。そうした明・聖・正をつらぬき、それらを成り立たせているのは、陰陽二氣の正しいあり方、つまり道である。君主の出す法令はこの道に則っていないなければならない。また法の作用としての刑罰と恩賞も、当然のことながらこの道に合致することが必要である。これらことが満たされたときには、君、臣、人民を通じて幸福を味わうことができる。それに反すれば、皆に禍いがふりかかる、と。さきに法を、四時、星辰、日月にたとえていい、それが法の運用の一定不變であることの比喩であるという、『管子纂詁』の見解をそ

ここに記しておいた。しかしまた、それが単なる比喩にとどまるものではないということも、あわせて述べたのであったが、それはここにいう、法の成立、法の内容が、聖人の自然解釈と深くかわつてくるからに外ならない。それはまたことばをかえれば、法が道そのものにもとづいて成立し、道そのものを内容としているという面があるということでもある。しかし、天地自然を解釈し、こうした明、聖、正の過不足ない認識に達するのは容易なことではない。聖人のみがなしうることであるとされているのであるが、その行為の基本は結局のところ、陰と陽との二気の動きに精通することであった。そのことはまた社会の、あるいは人々の判断の仕方にも大きな影響をもたらし、以下のごとくである。

○故に陽氣を通ずるは、天に事ふる所以なり。日月を經緯して、之を民に用ふ。陰氣に通ずるは、地に事ふる所以なり。星曆を經緯して、以て其の離(つ)くを視る。若(こ)の道に通じて然る後に行ふことあり。然らば則ち神筮靈ならず、神龜トせず。

(故乎陽氣、所以事天也、經緯日月、用之於民、通乎陰氣、所以事地也、經緯星曆、以視其離、通若道、然後有行、然則神筮不靈、神龜不ト) 『管子』 卷十四 五行第四十一)

陰陽の気の運動についての過不足のない、正しい理解があつてこそ十全な自然解釈が生まれる。それを体系化することによって、社会のあり方を正しく定める法律が成立する。法令によって社会が営まれるという事態が、こうしておこってくる。このようになってくると、ここにいうように卜筮が不要のものとなつた。それ以前は卜筮によって社会が運営されることが多かったのである。人間の判断

方式に大きな変革が生じたことになるのである。法による政治は、また社会全体としてはどのような意義を新らしくもたらしたといえるのであろうか。

○卿相は其の私を剪(けづ)るを得ず、羣臣は其の親愛する所に辟するを得ず。聖君もまた其の法を明らかにして固く之を守る。羣臣修通輻湊、以て其主に事ふ。百姓輯睦、令を聽き法に道(よ)り、以て其の事に従ふ。故に曰く、法を生ずるあり、法を守るあり、法を法とするあり。夫れ法を生ずる者は君なり。法を守る者は臣なり。法を法とする者は民なり。君臣上下貴賤、皆法に從ふ。此を大治を爲すと謂ふ。(卿相不得剪其私、羣臣不得辟其所親愛、聖君亦明其法、而固守之、羣臣修通輻湊、以事其主、百姓輯睦、聽令道法、以從其事、故曰、有生法、有守法、有法於法、夫生法者君也、守法者臣也、法於法者民也、君臣上下貴賤、皆從法、此謂爲大治) 『管子』 卷十五 任法第四十五)

「夫れ法を生ずる者は君なり。法を守る者は臣なり。法を法とする者は民なり。君臣上下貴賤、皆法に從う」と、ここにいう。こうして、社会の上下をつらねて、いわば法をなかだちとして、法による共同体が生ずることになる。その社会ではここにのべられている、「群臣修通輻湊、以て其の主に事ふ。百姓輯睦、令を聽き法により、以てその事に従ふ」というように、法を施行し、その法を守り、その法に從うということから、「睦」というような状態が生ずるといふ。法を媒介とすることによって、社会の上下の階層が睦みあい、親しみあつて、心身ともに幸福な時間の経過を共有し、経験するということになる。ここで我々は、こうした社会の状態が生ずるものとなつ

た法令が、実は、聖人が自然を解釈した、その「解」に由来するものであることを確認しなければならぬ。このことから、以下にのべるような様相を、法治ということが帯びてくるのである。

○天地は夫の神の動くごとく、化變する者なり。天地の極なり。能く化と起る。而して王用ふれば、則ち道を以て山(くつ)すべからざるなり。仁者は善く用ひ、智者は善く用ふ。其の人にあらざれば、則ち神と與に往く。(天地若夫神之動、化變者也、天地之極也、能與化起、而王用、則不可以道山也、仁者善用、智者善用、非其人、則與神往矣。『管子』卷十二 侈靡第三十五)

天地の變化する様相には、ここにいわれているように神に比せられるような一面がある。仁者、智者といわれるような、聖人にしてはじめてその動きにすることができると。その動きについては、またつぎのようにのべられている。

○道は天地に生じ、徳は賢人に出づ。道は徳を生じ、徳は正を生じ、正は事を生ず。是のゆゑに聖王天下を治め、窮すれば則ち反(かへ)り、終れば則ち始る。徳は春に始り、夏に長ず。刑は秋に始り、冬にうつる。刑徳失はざれば、四時一の如し。刑徳卿を離るれば、時乃ち逆行す。事をなして成らざれば、必らず大殃あり。月に三政あり。王事必らず理りて以て久長を爲す。中らざる者は死し、理を失ふ者は亡ぶ。國に四時あり。固く王事を執りて、四守所あり、三政執輔す。(道生天地、徳出賢人、道生徳、徳生正、正生事、是以聖王治天下、窮則反、終則始、徳始於春、長於夏、刑始於秋、流於冬、刑徳不失、四時如一、

刑徳離卿、時乃逆行、作事不成、必有大殃、月有三政、王事必理、以爲久長、不中者死、失理者亡、國有四時、固執王事、四守有所、三政執輔。『管子』卷十四 四時第四十)

聖王の則る自然の動き、つまり道はここに「窮すれば則ち反り、終れば則ち始る」というように、変化する。このように、神に擬せられる自然の推移は、円環運動としてとらえられるところの、くりかえしの、一つの型を持つものとされていた。このことには、注目が払われなければならない。

天地自然の變化、あるいは動きへの觀照、そこから得られた聖人の自然解釈、こうした過程をへて法が形成されたのであった。そのため、法にしたがうということは、聖人のさし示す自然律に服するということでもあったのである。したがって、法を守ることの重要な側面の一つとして、自然の背後にある神を祭ることに従事するということがあったのも当然のことであつた。遵法の精神は、聖人の自然解釈を媒介にして敬神の宗教的精神と、分ちがたくむすびついでいたたのである。そのため、法にしたがうことは、四季の祭りについてふれる『管子』の、以下の記述はそのことを暗示してくれているのである。

○古への祭、時ありて星、時ありて星喜燿、時ありて燿、時ありて胸、鼠應廣の實は、陰陽の數なり。華若落の名は、祭の號なり。是の故に天子の國を爲むるや、圖して其の樹物を具ふるなりと。(古之祭、有時而星、有時而星喜燿、有時而燿、有時而胸、鼠應廣之實、陰陽之數也、華若落之名、祭之號也、是故天子之

爲國、圖具其樹物也』『管子』卷十二 侈靡第三十五)

自然律の根源に陰陽の気の動きを見、そこからくりかえし、円環運動などの型を見出したり、自然の推移の相に、一つの解釈を与えたりしたのが聖人であった。そうして聖人は、自然のうつりかわりに神の姿をかさねあわせ、自然にしたがうことのなかに、神を祭ることを位置づけて定着させた。ここにいうところの、祭りに際して供せられる果樹や食物などの絵図[㊦]こそは、聖人の自然解釈を具体的にあらわしたものであつたはずである。そうしてこれこそが当時における法の根源の姿であり、法の本質を示すものであつたのであつたといつてよいであろう。法にしたがうことが、自然神の祭りに参加することとそれほど遠くへだたつてはいなかつたのである。あるいはまた、同じである部分も多かつたのだといつてもよいであろう。

おわり に

法は、『管子』の書にのべられているところでは、聖人の理解する陰陽二気の運動の仕方にしたがって自然を解釈し、そこに見出された自然の法則を、一つの生活の型として提示したものととらえてよいであろう。そうしてその型は、規則正しい循環性のうえに立ち、人々はその規則正しさに神性を見出し、それを正義の基準として信仰の対象として祭つた。

『管子』の書では人間を自然の一部としてとらえ、法、つまり聖人の示した自然の型にしたがって生活することを主張する。『管子』の書で、「人と天と調(ととの)ひ、然る後に天地の美生す」(巻十

四 五行第四十一)とのべているところなどが、それにあたる。ここでいう美とは、人間の生活が自然の運行と合致し、その生命が充実した姿をいう。そうして、その充実の光が頂点に達するのは、その生命力の根源にある、神を祭る祭祀に参加するときであつたはずである。

行動の指針が卜筮によって示される時代があつたのであるが、法がやがてそれにとつて代るようになってきた。法は、こうして人間の判断の方式をかえただけではない。法にしたがうことは、人間にとつては自己の行為を通じて自然の生命と合一し、その一体感にひたりきることもあつた。さらに、それは信仰を共にする共通の神に仕える儀式を共有しあい、共同体にたらなる一員としての安定感を確認しあうことでもあつた。そのために、法にしたがうということは、生活の型のうえから、また全体のなかの個の確立という点から、なにかの安心と安定とを、人々に保障するものであつた。そのため、のちのいわゆる法家の法とちがつて、『管子』の書ののべる法は、一面において国家的な權威の強制からは、かなりの距離をおいて存在していたのだといふことができるであろう。

注

- ① 盡引『詩經』楚茨六章。天神申。『詩經』崧高一章。天神・引をこのように『詩經』から引いて、『六書音韻表』第十二部、平聲では、あげている。
- ② 明の孫穀の『古微書』等参照。
- ③ 『重修緯書集成』卷二下(安居香山、中村璋八編 昭和六十年二月 明德出版社)、36頁頭注参照。

自然と生命 (久富木成大)

- ④ この表については、例えば「樹表其上」(『漢書』淮南厲王長傳)の顔師古注、「表者、豎木爲之、若柱形也」の、いわゆる、「日かげばしら」のことである。
- ⑤ 王念孫云、兩音字讀爲意。『管子集校』(下)788頁。
- ⑥ 第一章に引く、『管子』卷十六 内業第四十九の文章。
- ⑦ 趙守正『管子通解』(一九八九年 北京經濟學院出版社) (下)177頁。
- ⑧ この文と近似している『管子』心術(下)の「金心在中不匿」の「金心」を「正心」に改める『管子集校』(下)557頁の俞樾と許維適の説にしたがう。なお遠藤哲夫『管子』(中)(明治書院 平成三年五月刊)もこれに従っている。
- ⑨ 詳しくは拙稿「春秋時代における法および法思想の展開」(『日本中國學會報』第二十四集 昭和四十七年十月)参照。
- ⑩ 爲圖、具備其樹及庶物、豫擬祭祀之用也。『管子纂詁』。
- (付記) (1) 小稿の拠った『管子』の本文は、注記のないところ以外は、安井息軒の『管子纂詁』本によっている。同書は慶應元年乙丑(一八六五年)の版本があり、今は富山房『(2) 漢文大系』卷二十一に収入されて流通している。
- (2) 『管子集校』郭沫若・聞一多・許維適撰、一九五六年、科學出版社刊。